平成３０年（フ）第１３１３号
東京都杉並区高円寺南２丁目46―16　第８シュヴェルニー　201
債務者　田中　英嗣
1　決定年月日時　平成30年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月22日まで
5　免責審尋期日　平成30年５月22日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第１７９号
横浜市戸塚区名瀬町791番地　市営名瀬住宅８棟105号
債務者　松尾マ　ルイサこと　マツオ　マ　ルイサ　バルエルダ
1　決定年月日時　平成30年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月24日まで
5　免責審尋期日　平成30年５月25日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第３２６号
横浜市港北区仲手原１丁目９番５号　コリン205
債務者　小野瀬真樹
1　決定年月日時　平成30年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月24日まで
5　免責審尋期日　平成30年５月25日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

破産手続廃止

平成２９年（フ）第２３１０号
東京都豊島区東池袋４丁目21番１号　アウルタワー608号室
破産者　株式会社リクエスト
1　決定年月日　平成30年３月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第２３１１号
東京都豊島区雑司が谷１丁目17―５―203
破産者　米山　光雄
1　決定年月日　平成30年３月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第２５６３号
東京都足立区一ツ家２丁目10―４―102、開始決定時の住所東京都足立区本木南町５―16　ＩＣＨＩＫＡＷＡ　１ｓｔ201
破産者　藤澤　幸慎
1　決定年月日　平成30年３月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第３９８６号
千葉県我孫子市新木野３丁目29―６
破産者　横山　峰子
1　決定年月日　平成30年３月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第４０３６号
東京都世田谷区南烏山６丁目12番５―214号
破産者　株式会社Ｏｆｆｉｃｅ　Ｔ
1　決定年月日　平成30年３月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第４０３７号
東京都世田谷区南烏山６丁目12―５―214
破産者　照原　正久
1　決定年月日　平成30年３月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第５２３０号
東京都大田区大森北１丁目26番２号
破産者　株式会社エイド情報デザイン
1　決定年月日　平成30年３月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第６０６２号
東京都世田谷区等々力３丁目32―10―202
破産者　田村　幸枝
1　決定年月日　平成30年３月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第６５０２号
東京都渋谷区富ヶ谷２丁目20番14号
破産者　有限会社ディー・リンク
1　決定年月日　平成30年３月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第７４１６号
東京都大田区大森本町２丁目２番１―1003
破産者　有限会社興真設備
1　決定年月日　平成30年３月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第７４１７号
東京都大田区大森本町２丁目２―１―1003
破産者　福間　弘明
1　決定年月日　平成30年３月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第８２５７号
東京都中野区中野４丁目７番１号
破産者　株式会社アドイング
1　決定年月日　平成30年３月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第８２５８号
東京都練馬区豊玉北６丁目15―18―506
破産者　米満　　均
1　決定年月日　平成30年３月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第８６９３号
東京都港区浜松町２丁目２番５号　営和ビル１Ｆ、商業登記簿上の本店所在地東京都港区浜松町２丁目２番５号
破産者　有限会社みわ企業
1　決定年月日　平成30年３月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第８６９４号
東京都渋谷区東１丁目４―４―501
破産者　三和　政雄
1　決定年月日　平成30年３月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第８７０６号
東京都荒川区西尾久５丁目16番４号
破産者　有限会社テクア工芸
1　決定年月日　平成30年３月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部